

金融二社の新規業務に関連する意見等について

項目	経営状況・業務遂行能力	競争関係
1 巨大な規模 【日本郵政の説明】 既に規模縮小が進行しており、民営化後も縮小傾向は継続する見通し	○郵貯の200兆円の資金規模は万一の事態には金融システムに甚大な影響（全銀協） ○今後金利の本格的上昇の局面で、相当の規模の資金流出が生じ、郵貯銀行が保有している国債を売却すれば国債市場に大きな影響。経営に万一の事態があった場合のシステミックリスクは計り知れず、旧勘定の払い戻しが不可能であれば国民負担が発生。市場への影響を極小化するためにも規模縮小が必要（全銀協） ○郵便保険会社は民間生保全体の6割超という巨大な資産を承継・受再。このような巨大な生保会社が民間生保と競争条件の異なった形で市場を自由に動くのは市場に与える影響が極めて大きい（生保協） ○民業になる郵貯、簡保について、現在の事業形態をそのまま引き継ぐということは、民業として合理的なものになるのか非常に疑問。あくまでも官業として政策的、歴史的に形成されてきたものであり、民業として適正な形態になっているか、民業としての視点から再検証して、ふさわしい形に仕立て直して、市場に送り出さないと、将来の可能性というものが不安を呼び、結果、株価がディスカウントされてしまう（野村資本市場研究所）	○巨大な金利リスク・利用リスク・経営リスク等を背負う。巨大な資金が地方の金融市場に参入すれば供給過剰により、金利・手数料のダンピング競争を懸念（地銀協） ○J Aと郵貯銀行の規模はあまりにもかけ離れておりますので、金利競争になった場合、規模を背景とした好条件の提示によりましてJ Aの顧客は一気に浸食される可能性が出てくる（農林中金） ○郵貯銀行は国営時代に築きました顧客基盤なり事業基盤を継承してスタートするものであり、現行のビジネスモデルでの最適規模を探るべき（農林中金） ○規模における優位性について、他の民間保険会社に比べて大規模かつ整備されたインフラを利用し営業を開始することができる（EBC） ○規模の大きさから日本経済に対する影響の大きさを考慮し救済せざるを得ない（=too big to fail）といったモラルハザードを引き起こす可能性があり、そのモラルハザードは結果として他の民間保険会社との間に信用力格差といった競争優位をもたらす（ACCJ）

	☆優位性との関係でスケールメリットという議論に関して、私の知っている限りの実証的なデータで、金融機関のリターンというのは、世界的に見ても歴史的に見ても、ポートフォリオはとっている。長期的にはリスクと圧倒的に連動していて、スケールメリットの部分は確かにあるが、調整コストが増えていくことによって、相殺されていくエコノミクスに大体なっているはずであり、基本的に資産規模の大きさとROEもROSもROAも連動しない（委員）	
2 暗黙の政府保証 【日本郵政の説明】 新規契約分から政府保証が廃止されることについては、利用者向けの周知・徹底は図っていく予定		○政府出資等の関与が残る間は、「暗黙の政府保証」により資金調達における優位性が生じる懸念があり、これは官業による民業圧迫（全銀協・地銀協） ○米国では住宅金融業務に係わるファニーメイ等の機関が、成立の経緯等から金融市場においていわゆる暗黙の政府保証の存在によって、他の民間機関に比べ有利な資金調達という試算があり、郵貯銀行も政府出資が残る間は調達面で優位であり、預入限度額の引き上げや貸出業務の拡充は大きな問題（全銀協） ○今後、郵便貯金銀行が民の世界にソフトランディングをしていく中で、「暗黙の政府保証」というパーセプションが取り外されることは非常に重要であるということについて確認ができた（全銀協） ○政府出資により、格付機関・預金者等に政府サポートを期待させ、市場評価の向上に寄与し、低コストの資金調達が可能（農林中金） ○郵貯銀行について、政府保証がなくなった段階での

		商品力としての競争力を持ち得るのか大いに疑問（野村資本市場研究所） ○移行期間中は政府出資が残ることによって、政府あるいは国の信用力を背景にした競争上の優位性がある（生保協・全共連・EBC・ACCJ） ☆政府保証の廃止の意味が国民に理解されることが純粋民間秩序の中に着地できる非常に重要な条件（委員） ☆新契約に政府保証はないということを明示していくというようなことでどうか（委員）
3 新旧勘定分離 【日本郵政の説明】 保険の旧勘定から生じる利益の管理機構（旧簡易保険契約者）への還元については、実施計画に添付する再保険契約書において合理的ルールを明示	○主要な保険種類の相互の間の内部相互補助を遮断するということが重要。これによって利益還元、配当の公平性、透明性を確保するということがあり、保険種類の間で意図せざる内部補助が生じることを遮断するということもあろうかと思う（金融庁）	○政府保証が維持される旧契約から、郵便保険会社に利益補填が行われる懸念、郵便保険会社が、この利益を流用した事業拡大を行う懸念（生保協・全共連・EBC） ○旧契約から生じる利益が郵便保険会社に付け替わるのではないかという懸念（生保協） ○官業時代に積み上げた簡保から生じた利益が、郵便保険会社に付け替えられ、それをもとに通常よりも安い価格設定で商品を提供するということであれば、市場競争が歪められる（生保協） ○旧簡易保険契約の再保険契約について、既契約群団に対する剰余の還元ルールがなければ、新契約群団から生ずる剰余以上の利益をかんぽ生命保険が得てしまうのではないかと（全共連） ☆顧客の立場ではこれは（注．新旧間の明確な区分経理及びその情報開示）絶対やってもらわなくては困る（委員）

4 管理態勢 【日本郵政の説明】 業務開始にあたってはリスク管理態勢や執行体制の整備のため一定の準備期間が必要	○適切な業務遂行能力、管理体制の整備がなされずに、拙速に参入を急げばかえって企業価値を毀損するということにつながりかねない（全銀協） ○銀行法等関連法令や、独占禁止法の遵守はもちろん、金融庁の監督指針等を踏まえた内部統制、コンプライアンス等の内部体制の整備、あるいは、金融機関へのさまざまな要請に対する適切な対応等が必要であり、実効性のあるインターナル・コントロールが求められるのではないか（第二地銀協） ○新規の事業分野については、しっかりとした態勢整備を行わないと契約者の方々に迷惑。また、生命保険事業に対する信頼も損なわれる可能性（生保協） ○態勢整備、インフラ整備がしっかりしていないにもかかわらず、新規事業を直ちに拡大してしまえば、むしろ足下を弱めてしまって、収益も悪化する（生保協） ○金融業のコンプライアンスというのは、例えば商品を十分理解して説明することができるかとか、顧客が納得したことをきちっと確認して、本当に形式的ではなくできるのかといったような、やや技術的なところがあり、その辺をどう本社として指導監督していくかというのは、やはり重要な問題（野村資本市場研究所） ○保険契約募集におけるコンプライアンス体制の整備、保険契約の査定・引受・支払体制の整備、リスク管理体制の整備が必要（EBC） ☆新しい業務をはじめるにあたっては、コンプライアンスなどしっかりと態勢整備をしないと危ない(委員)	○競争条件の対等性という判断に当たり、すべての面について民間金融機関と同等の管理体制と業務遂行能力の確保が不可欠である（全信組） ○具体的な不祥事が新聞報道を通じて確認されている中、民間の保険会社になる以上、「保険会社向けの総合的な監督指針」等において民間保険会社に求められる態勢整備が、他の民間の保険会社と同水準まで満たされている必要がある（ACCJ）
---	---	---

5 顧客情報の遮断		○郵便局の有する膨大な地域の個人情報を駆使して個人の金融分野に進出することは地域密着型の経営形態にある信用組合にとって極めて脅威（全信組） ○旧契約の顧客情報を新契約募集に流用する懸念（生保協・全共連） ○官業によって築き上げられました顧客情報が、民間企業の新契約の募集に利用されるのではないかと懸念（生保協） ○公社から膨大な顧客情報を承継し、新会社がこれを活用すると、強大な顧客ネットワークを有することになる（全共連） ☆個人情報の濫用防止については、基本的には金融庁の検査・監督の中で対応していくということで大丈夫なのではないか（委員） ☆顧客不在の議論はやらない方がよい。そもそも、公正競争という議論は、業界のために議論している訳ではなく、全部消費者のために議論している（委員）
------------------	--	---